

令和4年8月18日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

会派名 公明党亀岡市議会議員団  
幹事長 藤本 弘

### 会派視察調査報告書

会派視察調査の結果について、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 視察期間 令和4年8月1日～8月3日
- 2 視察場所 神奈川県横須賀市、埼玉県川越市、神奈川県大和市
- 3 調査項目 横須賀市：エンディングプランサポート事業について  
川越市：伝建地区を生かした観光戦略について  
大和市：①認知症1万人時代条例について  
②はいかい高齢者個人賠償責任保険について
- 4 参加議員 藤本弘、山本由美子、富谷加都子
- 5 概 要 別紙のとおり

# 視 察 概 要

◎ 8 月 1 日 (月)

視察場所 横須賀市役所

視察時間 10時30分～11時30分

(1) 調査項目 エンディングプランサポート事業について

説明者 北見万幸 福祉部地域福祉課終活支援センター主査

※写真貼付



<p><b>視察場所</b></p>	<p>神奈川県 横須賀市</p>
<p><b>調査項目</b></p>	<p><b>エンディングプラン・サポート事業 終活情報登録伝達事業</b></p>
<p><b>視察の目的</b></p>	<p>超高齢化する本市において、人生の最期に向けた終活を支援する事業として、先進的に展開する横須賀市のエンディングプラン・サポート事業と終活情報登録伝達事業の現状や課題を調査する。</p>
<p><b>施策等の概要</b></p>	<p><b>エンディングプラン・サポート事業</b> 官民(市役所・葬祭事業者)連携の事業で、お一人暮らしや生活に困窮する方等を対象に、葬儀方法など事前意思を書面に残して市と事業者が連携し死後の尊厳を支援する。</p> <p><b>終活情報登録伝達事業</b> 墓の所在地や遺言書の保管場所などの情報を希望する市民に登録してもらい、登録者が亡くなったり、意思表示が出来なくなったりした場合、市が本人に代わって登録内容を関係者に伝える。家族の墓があるのに場所が分からず、無縁仏として納骨される事態を防ぐことができる</p> <p>本市では、終活等の相談は、福祉なんでも相談や地域包括支援センター等福祉の窓口で対応にあっているが、生前契約として後見人制度の案内等ぐらいで市として現状受け皿になる事業は無い。</p>

<p style="text-align: center;"><b>考 察</b></p>	<p>高齢化が進行する本市において、お一人暮らしで身寄りのない方は、増えつつあると考えます。又高齢等に関係なく単身で身寄りのない方、子どもが障がいを有し親亡き後の終活を心配されている方等多く不安を抱えておられる方が存在すると考えます。又、本市においても、引き取り手の無い遺骨は存在します。今回、学ぶ中で墓地埋葬法第9条死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村町が、これを行わなければならないと、自治体の火葬義務についても学びました。</p> <p>仮に、本市も終活で不安をお持ちの方の受け皿として、生前契約をし、死後の尊厳を守る支援が出来たなら、多くの方に安心を担保できる事業であると考えます。エンディングプラン・サポート事業の課題として、まずは目的を共有し、事業協力をして頂く葬祭事業者を募る事です。終活情報登録伝達事業は、事前登録をお預かりし、保管しいざという時に必要な人に伝える仕組みであり、経費も事務費のみで保管方法は、紙ベースでも、データー保管でも問題なくやる気さえあれば、実施可能と説明頂きました。</p>
<p style="text-align: center;"><b>議員意見等</b></p>	<p>人生最期の儀式である葬儀に、不安をお持ちの市民に行政が生前に関わり、最低額で葬儀・納骨の生前契約を見守り見届けて頂ければ、大きな課題解決になります。</p> <p>この事業こそ、住民台帳を管理する市役所しか出来ない取り組みであり、生命の尊厳に寄与する事業であると考え、今後、是非事業導入に向かって検討頂きたい。</p>

# 視 察 概 要

◎ 8 月 2 日 (火)

視察場所 埼玉県川越市役所

視察時間 10時00分～11時30分

(1) 調査項目 伝建地区を生かした観光戦略について

説明者 産業観光部観光課 徳田将史・小淵 愛、松本事務局長

※写真貼付



<b>視察場所</b>	埼玉県川越市
<b>調査項目</b>	伝建地区を生かした観光戦略について
<b>視察の目的</b>	川越市の伝統的建造物を生かした街並みの形成と景観保全の取り組みを通し、ＪＲ亀岡駅南側の城下町再生プロジェクト、街並み形成の参考とするため。
<b>施策等の概要</b>	<p>（視察先の施策）伝建保存地区においては、景観条例が住民との合意で制定され、電柱の地中化も済んでいる。コロナ禍ではあるが、小江戸と呼ばれるこの地に多くの若者が観光に来ている。</p> <p>（本市の現状）ＪＲ亀岡駅南側の開発はこれからの課題。</p>
<b>考 察</b>	<p>ＪＲ亀岡駅南側の城下町エリアは、開発が進んできており、城下町の街並みが崩され、マンションが立ち並んできています。しっかりとしたまちづくり計画を持ち、景観条例の下、住民と力を合わせた整備が行われないと、城下町再生は無理である。早急に、推進していくことが大事である。</p>
<b>議員意見等</b>	<p>亀岡市のＪＲ亀岡駅南のまちづくり整備を考える時、ＪＲ亀岡駅北との均衡が大切になってくる。北側は牛松山を借景としてスタジアムもでき、公園も整備されてきた。また、ホテルもマンションも整備され、分譲開発が進行している。一方、南側はＪＲ亀岡駅正面であり、南郷公園には明智光秀像も建立され、無電柱化も進む、また旧亀山城を中心とした城下町が広がる。この１０月末には、西友亀岡店が老朽化で閉店となる。同じく老朽化で除却された亀岡会館、老朽化でリニューアルを待つ中央図書館、老朽化で移転が検討されている文化資料館等々老朽化した文化施設が点在する。一層の事、これらをまとめた複合施設をＪＲ亀岡駅南に検討してはどうか。子ども達や観光客にも楽しんで貰える施設にしてはどうかと考える。</p>

## 視 察 概 要

◎ 8 月 3 日 (水)

視察場所 神奈川県大和市

視察時間 10時～11時30分

- (1) 調査項目 認知症1万人時代条例について  
はいかい高齢者個人賠償責任保険について
- (2) 説明者 大和市役所 健康福祉部 田中徳一主査・草刈主査

※写真貼付



<p><b>視察場所</b></p>	<p>神奈川県大和市</p>
<p><b>調査項目</b></p>	<p>① 認知症1万人時代条例について ② はいかい高齢者個人賠償責任保険について</p>
<p><b>視察の目的</b></p>	<p>国において2025年には約700万人、高齢者の5人に1人が認知症になると推計されている。本市の高齢化率は令和4年4月現在で30.8%となっており、年々上昇傾向にある。認知症は加齢が最大の要因と言われており、誰もが認知症にかかわる可能性があることから、本市においても様々な認知症施策を進めているところであるが、認知症の人やその家族等をはじめとした認知症にかかわる全ての市民が自分らしく、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指し、認知症施策の一層の推進を図るため、視察調査を実施するものである。</p>
<p><b>施策等の概要</b></p>	<p>① 平成28年に「認知症1万人時代に備えるまちやまと」を宣言し、認知症に関する施策を積極的に展開する中において、認知症の人の数が令和3年4月時点で1万人を超えた。こうした状況を踏まえ、宣言に込めた理念をさらに発展させ、認知症とともに歩むまちを一丸となって目指すため、令和3年9月、「大和市認知症1万人時代条例」を制定した。条例では施策を行うための基本理念のほか、市の責務、市民や認知症にかかわる事業者の役割として市の施策に協力するよう努めることなどが明記されており、市全体が認知症とかかわり、希望と尊厳のある豊かな地域社会をめざすとしている。</p> <p>② はいかい高齢者個人賠償責任保険事業は、はいかい高齢者等SOSネットワークに登録されている方を被保険者とし、他人の財物を壊したり、他人にけがをさせたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、市が契約者となり賠償責任保険に加入している。</p> <p><b>【大和はいかい高齢者個人賠償責任保険事業】</b></p> <p>補償額：個人賠償責任保険                   ：最大3億円           死亡・後遺傷害保険                ：最大50万円           見舞費用補償                        ：15万円</p>



	<p>その他 : 示談交渉サービス付 対象者：はいかい高齢者等 SOS ネットワーク登録者 自己負担なし（市が全額負担）</p>
<p><b>考 察</b></p>	<p>① 認知症 1 万人時代条例の制定により、認知症への理解促進を一層図るとともに認知症の人やその家族の生の声を反映し当事者目線に立った認知症施策の推進を図ることで「認知症とともに歩むまち」の実現を目指している。本市においても、今後は条例制定も視野に入れながら、大和市が実施している様々な認知症施策を参考に、認知症の人とその家族が安心して日々の生活を送るための取組を進めていくことが重要であると考え</p> <p>② はいかい高齢者個人賠償責任保険事業については、検証を重ねる中で現在の補償内容になっており、事業への登録件数は年々増加傾向にある。直接的な成果としては、認知症の人とその家族から日々の生活における不安を少しでも取り除き、安心した生活を提供している。また間接的な成果としては、大和市の取組がきっかけの 1 つとなり、国や自治体、保険会社が当該事業に向き合い、新たな動きが出てきたことである。本市においても、認知症高齢者等事前登録制度を実施しており、その数は年々増加していることから、はいかい高齢者個人賠償責任保険事業の導入について検討すべきと考える。本市に導入した場合の課題としては、公費を使って補償制度へ加入することへの市民理解や既に導入している自治体が提供している補償内容は個々に異なることから、本市として必要な補償内容について検討が必要である。</p>
<p><b>議員意見等</b></p>	<p>高齢化の進展とともに認知症高齢者の増加が見込まれることから、行方不明になる（徘徊する）恐れのある人が他人の財物を壊したり、他人にけがを負わせるなどにより法律上の損害賠償責任を負う可能性は否定できない。市が契約者となり賠償責任保険に加入することで、認知症の人を支える家族の不安が軽減され、被害を受けた方を守ることもつながることから、本市においても「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」の導入に向けて検討すべきと考える。</p>

※資料・交換名刺別添